

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄
農學博士

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川 郷太郎

雜 錄

同盟怠業の道德的批判に就いて……………法學博士 河 上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

同盟怠業の道徳的批判に就て

河 上 肇

現時の經濟組織の下に於て生産方の人爲的束縛が行はるゝに至るは、其組織の本質より生ずる必然の運命であらねばならぬ、と云ふことを確く信じつゝある余にとつては、今日日本に於て同盟怠業の行はるゝに至りしことは、固より何の不思議でもなく、そは當然起るべきことが果して起つて來たと云ふ迄の事である。

余は本誌第七卷第一號に『剩餘價格の成立』と題する論文を掲げ、現時の經濟組織の下に於て資本家階級が一定の利潤を得つゝあるは、全く彼等が其生産を人爲的に制限しつゝあるが爲なることを、稍と詳細に論述した。其生産制限には二種ありて、一は平常無事の際を通じて繼續的漫性的に行はれ、二は事業界の不景氣に際し

て一時的急性的に行はる。例へば絲價下落の際に紡績業者が所謂繰業短縮を爲すが如きは、この後の場合に屬する。而して世人は、生産の人爲的制限たる只此の如き場合にのみ起るものなりと考ふるを常とすれども、そは寧ろ些細の現象にして、人間の生命の發展を故意に抑制する恐るべき生産制限は、最初より事業界の全般を通じて行はれ、之に依り資本家は始めて純然たる不勞所得としての資本の利子を獲得しつゝある譯である。

此等のことは、前掲の拙稿に余の嘗て論述したることなれば、重ねて茲に説くことを略する。只問題は、此の如く資本家に依りて行はるゝ所の人爲的の生産制限に對し、世人は平生全く之を風馬牛に看過しながら、一旦労働者がその唯一の商品たる労働力の販賣に關し、同様なる人爲的の供給制限を行ふ時は、之に對してのみ何故甚しき非難を加ふるか、と云ふことである。私は之に向つて一定の道徳的難を加ふることを絶対に排斥しやうと云ふのでは無い。只私の

問題とする所は、同じ道德論を爲すにしても、何故世人は資本家と労働者との行爲をば同一の道德標準を以て評價しないか、と云ふことである。

今日の資本家は營利の爲に事業を經營して居る。それ故、自己の生産する貨物の價格が急に下落せる場合——又は自己の使用する原料の騰貴が其製品の騰貴に比し遙に超過せる場合等——には、何時にても其生産を縮少することに依りて、其製品の供給を減少し、以て之が價格の釣り上げを工夫するのである。而して是が爲には、一部分の機械の運轉を中止し、若干の職工の解雇を爲すこともある。猶ほその必要ある場合には、同業者が一定の協定の下に同盟して同一の態度を採るのである。思ふに、此の如き生産の人為的制限及び之に伴ふ製品の價格騰貴が一般消費者の爲め不利益であり、又急激なる職工の解雇が労働者等の爲め不利益であることは、特に言ふまでも無きことである。而かも世人は、資本家の此の如き行爲を以て事情已むを得ざる

ものなりと爲し、彼等に向つて損をしてまで事業を繼續せよと勸むるは酷なりと看做すのである。私は今其を惡いと言ふのでは無い。只問題とする所は、彼等は何故之と同じ態度を以て労働者に臨まぬか、と云ふことである。

今日の社會に於ては、總ての貨物が原則としては皆、一定の利益の下に供給されつゝある。損をしながら貨物の生産供給を繼續しつゝある者は、原則としては、全く在り得ない。然るに余の見る所に依れば、此原則に重要な一の例外がある。労働者が資本家に向つて賣却する所の唯一の商品たる、彼等の労働力が、即ち其れである。今日労働力の價格即ち賃金は、労働力の生産費即ち労働者の生活に必要な費用を償ふに足らぬのである。例へば今日の日本に於ては、二十圓以下の月給に甘じつゝある者も少からざるが、現在の物價を以てしては、月二十圓の貨幣は以て一人の口を糊するに足らぬのである。其意味に於て、此等の人々は生産費以下の價格にて其労働力を賣りつゝあるのである。若し稍

と粗雑なる概括を許すならば、吾々は次の如く
斷言しても差支ないと思ふ。曰く、今日の資本
家の大多數は皆一定の利益の下に其商品を販賣
しつゝあるに際し、労働者の大多數は皆一定の
損失の下に其商品——即ち労働力——を販賣し
つゝあると。故に吾々にして資本家に向ひ、損
をしてまで貨物の生産供給を繼續するの義務な
きことを認むるならば、同時に労働者に對して
も、彼等は全然其労働を中止するも亦差支なき
ものと認めなければならぬ。實は世界の労働者
が一時に盡く業を罷めても、吾々は之に向つて
苦情を述べべき權利を有たぬのである。勿論彼
等は、其労働力を賣るに非ざれば自己の生活を
維持する能はざるが故に、有力なる労働組合の
組織ありて、十分なる罷業基金の蓄積しある場
合の外は、容易に其業を罷むること能はずと雖
も、假に總ての労働者が一切に其業を罷むるこ
とありたりとて、吾々は特に之を道徳的に非難
することは出來ないと思ふ。經濟組織の必然性
に本きて資本家側が罷業又は怠業(事業の短縮)

を爲す時は、己むを得ざる事となして之を看過
し置きながら、同じ經濟組織の必然性に本きて
労働者側が罷業又は怠業を爲す時は、直ちに之
に向つて道徳的非難を加ふと云ふ事は、決して
公平なる第三者の態度——それは科學者の態度
であらねばならぬが——ではなく、從て其の謂
ふ所の道徳は、明かに資本家の道徳——資本家
の爲に都合好き階級的道德——たるを免れざる
ものであると思ふ。それは經濟組織の必然性に本
きて起る所の社會的弊害をば、専ら労働者階級
のみの損失に於て之を救済することに依り、組
織改造の必然を忌避せんとするものにて、余の
敢て贊成するを得ざる所である。

余は以上の意味に於て、特に労働者の同盟罷
業に向ひ、道徳的非難を加ふることを躊躇する
者であるが、之と同じ意味に於て、労働者の同
盟怠業に向つても亦、敢て道徳的非難を加へ能
はざる者である。

古き學者の早くより指摘せる如く、怠業は昔
より——西洋に於ても亦日本に於ても——行は

れつゝある所にして、又如何ともすべからざるものである。例へばミルの原論にも次の如く述べてゐる。

Dismissal, the only remedy at present, is no remedy when any other labourer who may be engaged does no better than his predecessor: the power of dismissal only enables an employer to obtain from his workmen the customary amount of labour, but that customary amount of labour may be of any degree of inefficiency.

(右大意)。解雇は、現時に於て(労働者の怠惰を防ぐ爲の)唯一の救済法であるが、若し新たに雇入れらるべき労働者にして、其前任者に比し優りて勉勵するに非ざる限り、それは何等の救済法とならざるものである。雇主が労働者を解雇する方を有すと云ふことは、只雇主をして其の使用せる労働者より習慣にて定まれる労働の分量を得せしむるに止まるが、而かも其の習慣にて定まれる労働なるものは、如何なる程度の低き能率でもあり得るのである。

即ち今日の社會組織の下に於ては、怠業の完全なる豫防法は殆ど無いのである。(極めて微弱なる効果を有する方法は種々考へ得べく、又現に實行されつゝあれども)。従て怠業は毫も珍しき現象では無い。現に斯く云ふ私も、一の教員

として又は一の官吏として、常に何程宛かの怠業を繼續して居ることを、自ら承認せざるを得ない。然るに此種の怠業は、社會より賞讃をこぞ受けざれ、特に道德的非難を加へらるゝ事は無い。今日特に道德的非難を加へられつゝあるものは、獨り同盟怠業に限られる。而してこの同盟怠業に至りては、西洋に於ても比較的新らしき現象にして、殊に日本に於ては最近の現象に屬する。

さて此の如き最新の現象に向つて、吾々が道德的批判を爲さんとするに當り、先づ最も警戒するの必要あるは、全く同じ性質の現象にても、從來久しく吾々の耳目に慣れ居たるものと、新たに吾々の注意を惹くに至れるものとにては、動もすると其間に公平なる批判を爲すことを得ずして、多くの場合、前者に對しては極めて寛大、後者に對しては極めて過酷に失し易きものである、と云ふことである。

かくて吾々は、同盟怠業に對してのみ殊に過酷の道德的非難を加ふる事に就き、二重の危険

* J. S. Mill, Principles. (Ashley's ed. p. 205.)

を有する。其一は、それが労働者の所爲なるが故を以て、資本家の採れる同じ性質の所爲よりも、特に過酷に之を非難せんとするの危険である。其二は、それが全く新奇なる現象なるが故に、既に多年見慣れ居る同じ性質の他の現象よりも、特に過酷に之を非難せんとするの危険である。

余は最も卑近なる一例を以て、世人の多くが、同盟意業と全く同じやうなる性質の行爲をば、從來單に當然の事として看過し居たることを、明かにするであらう。例へば牛乳販賣業者が其組合の決議に本き、從來一合四錢の價格なりしものを改めて一合八錢に値上げしたりとする。勿論彼等は其値上につき消費者と協議することはない。彼等が勝手に値上の決議を爲し、消費者に向つては只之を通告するだけである。さうして若し消費者が日々八錢宛を支拂ふことを肯せずして、從來と同じやうに日々四錢宛を支拂ふに止まるならば、牛乳業者は日々一合宛を配達する代りに、五勺宛を配達するに止めるのである。今、同盟意業を爲せる労働者は、之と全

然同一の所爲に出でたるものである。彼等は同盟して賃金の値上を要求し、其要求にして容れられざる間は、所謂意業を爲することに依り、急に其の提供する労働の分量を減少すること、恰も牛乳業者が牛乳の値上を決議すると同時に、従前と同一の價格を支拂ふ者に對しては、従前よりも少量の牛乳を提供するに止まると、全然同じである。私は何故一方は之を看過し、獨り他方をのみ之を道徳的に非難せざるを得ざるかの、理由を見出し能はざるものである。

學者によりては、同盟意業よりも同盟罷業を以て男らしくと爲し、労働者がどうせ資本家に對抗して戦ふを已むを得ずとするならば、彼等は、其戰術として切めてこの男らしき同盟罷業を採るべきである。乍併、多年學者の主張を無視し故意に法律と官權とを以て労働組合の發達を妨げ來りし我國には、總ての人の知れるが如く、今日有力なる——資金の豊富なる——労働組合なるものは一つも無い。されば少くとも日本の労働者が同盟罷業を爲すこ

とは、糧食を貯へずして籠城するが如きもので、戦はずして勝敗の数は明かである。同盟罷業をしたならば、組合に何等の資金なき限り、多數の労働者は直ぐに食ふに困るのである。如何に同盟罷業の方が男らしくとも、彼等が敗けるに決つた此戦術を避け、己むなく活路を他に求むることは、労働者も人である以上、余は致方なきことであると思ふ。現に自分自身を反省して見ても、場合によつては現在の官職と俸給とを棄て、戦はねばならぬ事件に出逢ふこともあらうが、若干の家族を抱へた一個の無産者としての余は、其場合に必ずしも男らしくは振舞へぬであらうと思ふ。總じて經濟界に起る争鬪は現代の經濟組織の本質より生ずる必然の現象であるが、今其争鬪に際し労働者の用ふる戦術として、同盟罷業以外の手段を探らざるを得ざる必然の運命の下に、特に日本の労働者を置きたるものは、果して誰であるか。私は同盟意業の擧

に出でたる日本の労働者を道德的に非難する前

に、日本の政治家の近眼を非難せずには置かれない。吾々は學問上常に必然の理法を説きつゝある。而かも之を無視し必然の流を防遏せんが爲に、無益無謀の堤防を築くならば、吾々は豫言する、それは徒に洪水を汎濫せしめて、遂に百年の悔を貽すものなることを。

以上述べたる所に依りて見れば、同盟意業に對する私の意見は、同時に是號に掲載せらるべき同僚諸君の意見と、正に相反せるが如くにも見えるであらう。乍併、私の此一文の趣意は、同盟意業を奨勵すべしと云ふのでは決して無いから、最後に其事を一言して置かなければならぬ。既に此短文の始めに述べたやうに、私が茲に問題とした所は、労働者の同盟意業と同じ性質のことをば、資本家も從來屢々之を實行して居るに、吾々が、資本家に向つては一般に之を非難せずして、労働者に向つてのみ特に之を非難するは、果して如何であらうか、と云ふだけの事なのである。